

感染症対策等医療関連機器開発支援事業補助金交付要綱

令和2年7月22日

商工観光労働部企業振興課食品・メディカル産業推進室

(趣旨)

第1条 県は、大学や医療関係機関等と連携して行う感染症対策などの医療関連機器の開発及び実用化の促進を図るため、予算で定めるところにより、県内企業に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有すること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明。原則として、申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)
- (3) 第2条第4号に係る誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費総額の30パーセント以内の増減とする。

(計画変更等の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更承認申請書(別記様式第1号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第2号)
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書(別記様式第3号)

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において作成した補助事業遂行状況報告書に補助事業実施状況書(別記様式第4号)を添えて、当該年度の12月15日までに知事に提出することによって行わなければならない。

(補助金の交付方法)

第 11 条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、前条の状況報告に基づき概算払により交付することができる。

2 この補助金を請求しようとするときは、請求書（別記様式第 5 号又は様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第 7 号）

(2) 収支決算書（別記様式第 8 号）

2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第 1 項の実績報告をした場合において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第 9 号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第 13 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第 2 号及び第 3 号の規定により知事の定める財産は、取得価格が 50 万円以上のものとする。

2 規則第 21 条第 1 項の承認は、財産処分承認申請書（別記様式第 10 号）を知事に提出してこれを受けなければならない。

(書類の提出部数等)

第 14 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る感染症対策等医療関連機器開発支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 21 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る感染症対策等医療関連機器開発支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率及び補助上限額
<p>1 開発に要するもの</p> <p>2 改良に要するもの</p>	<p>謝金、旅費、原材料費、機械等装置費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、受講料、委託料、外注費、展示会等出展費、広告宣伝費、雑役務費（令和3年4月1日以降に着手し、交付決定後も継続して行われた事業に要する経費についても対象経費とする。）</p>	<p>補助率は3分の2以内とする。補助上限額は下記のとおりとし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症対策等に資するもの 300万円</p> <p>(2)新型コロナウイルス感染症対策等に資するものであって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第4項にいう医療機器に相当するものとして知事が特別に認めたもの 800万円</p>